

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

66

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

宗教法人法への暴力団排除規定の追加

提案団体

福岡県、九州地方知事会、宮城県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。

【改正案1】

宗教法人の欠格事由として

(1) 役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

を規定すること。

【改正案2】

(1) 宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること

(2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること

※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容

具体的な支障事例

【現状】

法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。

【具体的な支障事例】

(1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3)。

(2) 暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添4)。

(3) 暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない(別添5)。

【類似法人の状況】

なお、公益事業を行うことを目的とする法人のうち、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

宗教法人を資金源とした暴力団活動を無くし、安全で平穏な住民生活と社会経済活動の確保に資する。

宗教法人への暴力団員等の関与を防止することで、宗教法人や法人制度そのものに対する国民の信頼が維持される。

根拠法令等

宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、長野県、大阪府、兵庫県、宮崎県、沖縄県

○当県においても暴力団の活動は活発であり、暴力団が宗教法人の税制優遇措置を利用することで、その税制優遇の趣旨に反し、暴力団の活動のための資金となる蓋然性がある。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

83

提案区分

A 権限移譲

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

専門職大学の設置認可等の事務の一部委譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、広域連合が、専門職大学の設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べるができる枠組みをつくることを求める。

具体的な支障事例

これまでの開設審査では、ほとんどが専門学校設置法人からの申請であったが、その法人の所管が都道府県であり、文科省と接点がないことや初年度の認可校が1条校設置法人のみであったことなどから、専門学校設置法人にとっては専門職大学設置に躊躇せざるを得ない状況にあるうえ、専門学校から移行設置する場合、学生の募集停止などにより、学校法人の経営等への影響が大きく、地方への設置が進まない。
また、当団体の位置する地域の経済圏や生活圏は、1都道府県に留まることなく都道府県域を越えており、圏域として、その認可の効果等について意見を述べる場が必要であることから、大学設置・学校法人審議会へ意見を述べるができる枠組みが必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合が、専門職大学の設置認可申請の受理、事前審査等を行うことにより、申請者の利便性が高まるとともに、地域への影響に配慮した丁寧な相談対応・認可事務が可能となる。
これにより、地域の産業ニーズに即した専門職大学の設置が促進され、また、職業人材の定着が見込まれることから、地方からの人口流出の抑制につながる。
昨年の提案では、文科省より、我が国の大学が国際的に通用する「学位」を授与する機関としてふさわしい「質」を有していることについて、国が責任を持つことが必要である等として実現不可となったが、実現した場合でも、大学設置・学校法人審議会等の体制や設置基準等を整えれば、質の担保や公正な審査は地方でも可能である。

根拠法令等

学校教育法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

85

提案区分

A 権限移譲

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部委譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地域の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中での審査では地方での成果につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。しかし、文科省の「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」、「人文・社会科学系大学院リカレント機能高度化プログラム」等の地域の人材育成に関わる補助事業においては、学術研究的な観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。

以上から、地方が主体的に人材育成に関する補助事業の審査に関わる必要があり、また、当団体が位置する地域の経済圏や生活圏は、1都道府県に留まることなく都道府県域を越えており、圏域として積極的にその審査に関わる必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合への事務移譲により、地域における文科省事業の浸透や申請者の利便性の向上が見込める。また、地方の状況や特徴を踏まえた審査が可能となるとともに、地方大学の参画促進や継続性のある取組が可能となる。さらに、地方への人材の定着も見込まれることから、人口流出の抑制につながる。昨年の提案では、対象地域等のバランスに偏りがないように全国の大学から一元的に公平・公正に審査を行うことが必要である事などを理由に実現不可となったが、実現した場合でも、関係省庁との調整を重ねる事によって、対象地域等に偏りなく選定する事は可能である。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

109

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

教育職員免許法に規定する教員免許更新権限の指定都市教育委員会への付与

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教育職員免許法では都道府県教育委員会に対してのみ教員免許更新に関する権限が付与されていることから指定都市教育委員会では免許更新講習の対象者、更新講習修了者等の申請状況を正確に把握することができない。

よって、指定都市における教員免許管理システムの閲覧権限の付与、又は指定都市教育委員会に教員免許更新に関する権限を拡大していただきたい。

具体的な支障事例

教育職員免許法では都道府県教育委員会に対してのみ教員免許更新に関する権限が付与されていることから、指定都市教育委員会では、免許更新講習の対象者、更新講習修了者等の申請状況を正確に把握することができない。

そのような中、当市において、主幹教諭が免許更新講習の免除申請を免許管理者である都道府県に行う必要はないと誤認した結果、免許状を失効し、令和2年9月30日付けで失職した。

免許状を失効した教員の行った授業の有効性を問われ、児童に重大な影響を及ぼしかねない事態となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

免許状の更新期限を確認することが可能となり、誤認等による免許管理者(指定都市教育委員会)への申請漏れを事前に把握し、免許状の失効・失職を未然に防止し、児童生徒に重大な事態が生じないようにできる効果が見込まれる。

根拠法令等

教育職員免許法第2条2項、第9条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市

○免許状失効の事例はないが、県教委が遠隔地にあるため、郵送(各自)により提出することになる。また、県教委に必要書類を提出し、証明書が本人に届くまでに1~2ヶ月かかることから、講習期間についても十分考慮する必要がある。

○都道府県より更新対象者が載ったリストが届くため正規教員についてはそのリストを使用し手続き漏れのないように確認している。

またリスト以外の教員についても必ず期限を確認するよう周知している。

しかし、臨時的任用教員や時間講師など正規教員以外の者については確認のリスト等はないため、校長あてに自己責任のもと教員免許の期限及び締切日を確認させるよう依頼はしているが、手続を失念した場合は失職となるため不安は残る。

○当市では、公立小学校教諭が教員免許状更新講習を受講したことをもって更新手続が完了したと誤認し、更新に必要な手続が行われなかったことが平成 26 年 11 月 11 日に判明した。該当教諭は平成 25 年 3 月 31 日に教員免許状が失効し、同日に遡って失職した。

○当県のある市において、7 人が免許更新の手続きを怠り、免許状が失効し、令和3年3月 31 日付で失職等する事例があった。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

—

求める措置の具体的内容

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止

具体的な支障事例

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したのとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体を実施する内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

-